

令和3年2月15日

会員各位

公益社団法人日本臨床工学技士会

理事長 本間 崇  
倫理・関係法規委員会  
担当理事 吉田 靖

### 綱紀の厳正な保持について（通知）

会員各位におかれましては、日頃より綱紀の厳正な保持にご努力いただき、ありがとうございます。

さて、会員の綱紀粛正については、これまでも機会あるごとに倫理綱領を遵守していただくように要請してきたところですが、残念ながら本年度も不祥事案等が発生しており、近々では医療機関に所属する臨床工学技士の業務外の犯罪による逮捕報道がありました。

医療情勢の目まぐるしい変化に伴う価値観の多様化により臨床工学技士が注視されている昨今、このような犯罪行為で臨床工学技士の名誉を傷つけられることは遺憾にたえません。

そこで、専門職としての行動を律するため、会員各位におかれましては、臨床工学技士としての自覚を持ち、社会からの疑惑や不信を招くような品性や倫理性が問われる行為は厳に慎むよう、改めて周知徹底いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 倫理綱領の遵守

臨床工学技士の倫理性を支える基本理念である「公益社団法人日本臨床工学技士会倫理綱領」を厳正に保持すること。

<https://www.ja-ces.or.jp/01jacet/gaiyou/pdf/ethics.pdf>

#### 2. 各種法令等の遵守

医療専門職として、各種法令等の遵法を徹底し、これらに違反することのないよう、十分に留意すること。

以上